

指定通所介護及び第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス） デイサービスメディカルガーデン松阪 運営規程

（趣旨）

第1条 この規程はメディカルガーデン志摩株式会社が開設するデイサービスメディカルガーデン松阪（以下「事業所」と云う。）が行う指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業であって介護予防通所介護相当サービス（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所介護等の提供に当たる者（以下「従業者」という。）は要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定通所介護等を提供することを趣旨とする。

（事業の目的及び運営の方針）

第2条 利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 デイサービスメディカルガーデン松阪
- 二 所在地 三重県松阪市大津町849番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、通所介護計画又は通所型サービス計画の作成、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令をおこなう。

- 二 生活相談員 3名（常勤・兼務 3名）

生活相談員は通所介護計画又は通所型サービス計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者が日常生活を営むことができるよう相談援助等の生活指導をおこなう。

- 三 介護職員 10名（常勤専従5名、常勤兼務3名、非常勤専従2名）以上

介護職員は日常生活上必要な介護の提供にあたる。

- 四 看護職員 3名（非常勤専従3名）以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

五 機能訓練指導員 2名（常勤専従1名、非常勤専従1名）以上

機能訓練指導員は、利用者の日常生活上必要な機能の維持向上を図るため、機能訓練指導・助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 日曜日から金曜日
但し、12月末日および1月1日を除く
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- 三 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分
上記以外の時間についても、利用者の必要に応じて対応します。

（利用定員）

第6条 利用定員は30名とする。（通常規模）

（介護の内容）

第7条 指定通所介護等の内容は次のとおりとし、居宅サービス計画または介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントによるプランに基づいてサービスを提供する。

- 一 生活指導・相談援助等
- 二 健康チェック
- 三 機能訓練
- 四 食事の提供
- 五 入浴の介助
- 六 送迎
- 七 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料金等）

第8条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額及び松阪市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱で規定する額とし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、法令に定められた利用者の負担割合とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
 - 一 食費として1食あたり630円、おやつ代として同じく50円を徴収する。
 - 二 おむつ代として100円、リハビリパンツ代100円、尿パッド代50円を必要な場合にのみ徴収する。
- 3 その他指定通所介護等において提供される便宜のうち日常生活においても通常必用となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、その実費を徴収する。

- 一 サービス提供時間以外で延長サービスを超える利用については、1時間あたり500円とする。
- 4 下記第9条の通常の事業の実施区域を越えて行う指定通所介護等に要した送迎の費用は、実施区域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。
 - 一 片道1キロメートルにつき30円
- 5 前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の実施地域）

第9条 通常の事業の実施区域は、松阪市の区域とする。第1号通所事業の実施区域は松阪市の区域内とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第10条 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者に係る医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態について確認し、利用者が心身の状況に応じた適切なサービスをうけることができるよう留意する。
- 2 利用者が浴室、機能訓練室その他の設備及び備品を使用する場合は、従業者の指示に従って使用するよう留意する。

（緊急時における対応方法）

第11条 指定通所介護等の提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）

- 第12条 指定通所介護等の提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
 - 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

- 第13条 震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という）に対処するため、消火器その他の必要な設備を設けるとともに、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知する。また、非常災害に備えるため、次の通り定期的な訓練を行う。
- 一 消防総合訓練および一般避難・救出訓練 年2回
 - 2 前項の具体的計画とは、消防法施行規則第3条に規定の消防計画またはこれに準ずる計画

及び非常災害に対処するための計画とする。また、事業場には防火管理者1名をおく。

(相談・苦情対応)

第14条 利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(虐待防止のための措置)

第15条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

一 虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。

二 虐待を防止するための指針の整備

三 虐待を防止するための定期的な研修の実施

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束の廃止)

第16条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護サービス等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの
とする。

(その他運営についての重要事項)

第18条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務
体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者
が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後
においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に明記する。
 - 3 利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個
人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家
族の同意を予め文書によって得る。
 - 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、メディカルガーデン志摩株式会
社と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月10日から施行する。

この規程は、令和5年9月10日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。